

～接触者健診の基本的な流れ～

①血液検査の対象になった方

場所：保健所※

健診費用：無料

※施設・職場等にて実施する場合があります。



○血液検査→QFT（クオンティフェロン）検査
結核菌に「感染」しているかどうかを調べる検査です。概ね3か月後に実施します。

【陽性】

結核菌に感染していることを意味します。

ただし、この検査だけでは「感染した時期」についてはわかりません。

【陰性】

検査の結果、結核菌に感染していないという判定です。保健所での健診は終了となります。

ただし、日常生活の中で、今後も結核に感染する可能性はありますので、年に1回は健康診断を受け、2週間以上咳などの症状が出ている場合は医療機関を受診するなど、健康管理に努めましょう。

【医療機関での健診】

保健所から医療機関にて健診を受けるための無料受診券を送付します。指定された医療機関に予約をし、無料受診券の有効期間内に受診してください。



【レントゲン検査で所見あり】

必要に応じて追加の検査（保険診療）を行い、結核と診断された場合、治療が必要となります。

【レントゲン検査で異常なし】

結核菌に「感染」していますが、「発病」はしていないので、他の人に感染させる心配はありません。

ただし、「発病」を予防する薬を半年程度飲む（薬代の公費負担制度有）、又はレントゲン検査を2年間（半年に1回）受ける（レントゲン費用の無料受診券対応有。）など、医師と相談しましょう。

②レントゲン検査の対象になった方

場所：医療機関等

健診費用：無料

※施設・職場にて実施する場合があります。

○レントゲン検査

結核が「発病」しているかどうかを調べる検査です。直近に職場健診やレントゲン検査を行っている場合、取り寄せた画像を確認し、検査に替えることがあります。



【レントゲン検査で所見あり】

保健所から病院あての紹介状をお渡しします。

（受診は保険診療になります。）

追加検査により、結核と診断された場合、治療が必要となります。

【レントゲン検査で異常なし】

今後も、レントゲン検査を最大2年間（半年に1回）受けるよう保健所から案内しますので、継続して検査を受けてください。※

また、2週間以上咳などの症状が続いた場合、保健所の健診を待たず、医療機関を受診し、結核患者さんと接触があったことや現在の病状を告げて診察を受けましょう。

※健診時期にかかりつけ医や職場健診などでレントゲン撮影を受けた場合は、その結果を保健所へお知らせいただくことで、健診に代えることができます。

☆レントゲン検査の無料受診券はご自宅に郵送します。
引越しや入院等により長期にご自宅を離れる場合、保健所に連絡をいただけますようお願いいたします。

<お問合せ先>

茨城県筑西保健所 保健指導課
住所 筑西市二木成615（筑西合同庁舎1階）
電話 0296-24-3965
E-mail chikuh05@pref.ibaraki.lg.jp